

## 令和2年度長崎地方裁判所委員会議事概要

日 時 令和2年10月15日(木) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 長崎地方裁判所

テーマ 簡易裁判所における民事調停について

出席者

(地裁委員)

糸屋悦子, 潮海二郎, 関川修一, 田口直樹(委員長), 永池泰典, 永瀬徳豊,  
永田雅英, 畑中大路, 廣澤英幸, 山田晃(五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

末廣裁判官, 日野事務局長, 三井民事首席書記官, 友枝総務課長, 御手洗庶務  
課長

### 議 事 要 領

第1 開会

第2 自己紹介

第3 議事

1 テーマについての説明

2 協議・意見交換

(以下, 発言者は, 委員長: □, 委員: ○, 説明者: △と表示)

□ 調停手続は使い勝手の良い制度と理解しているが, 今ご説明した中で, 何かお気付きの点がございましたらご意見をお願いします。また, 調停は調停室という比較的狭隘な部屋で話し合いをしていく手続ですので, 三密対策に留意する必要があります。委員の方々におかれましても日頃からコロナ対策などで苦勞していることや工夫していることなども含め, お気付きの点がございましたら, 忌憚のないご意見をお願いいたします。

○ 民間ではリモートワークが普及しているが, 裁判所ではどうか。リモートが馴染まないことも多いかと思うが, 取り入れる余地はあるのか。

△ コロナ禍であるので、可能な限り電話会議システムを利用した手続を進めているが、双方とも電話では手続を進めにくい点があるため、一方の当事者には出頭していただき、遠方の当事者は電話での対応を行っている。

現在、民事訴訟においてはIT化が進んでいるが、これが調停手続においても法整備が進めば、調停利用者に対して大きなメリットとなり得るのではないかと思っている。

- 会議や打合せ等ではリモートで開催することは一般的になってきていると思われるが、調停などは微妙なニュアンスなども介在することからリモートでは難しいのではないかと感じる。
  - 家事調停委員の経験があり、遺産分割調停のような当事者が複数人となる調停事件については、リモートは適さないと感じる。
  - 調停手続は非公開で行われることから、リモートで行うのであれば、高度なセキュリティ対策が必要と思われる。
  - リモートであれば、一方的に切断されることも考えられる。
  - コロナ対策については、低レベルのオゾン発生器は効果があるという大学教授の新聞記事を見たことがある。
  - 調停委員会の信頼は高いと認識しているので、弁護士としては、調停不成立にする前に、調停に代わる決定を積極的に出してもらうことで、訴訟に移行せずとも妥当な解決が図られるのではないかと感じている。
- △ 合意には至らないケースにおいて、調停委員会として法的観点を踏まえた結論を当事者に示すことで解決の可能性がある場合には、調停に代わる決定を出すという方針ではあるが、あまりにも一方的かつ理不尽な主張と思われる調停事件については、調停に代わる決定をするまでもなく、調停不成立とせざるを得ない。
- 当庁においては、コロナ対策としてサーモカメラを設置して体温を計測したり、対面して会話する場合はパーテーションを設置するなどの対策をとっ

ている。また、被害者が別の裁判所でビデオリンクシステムを利用して証言をするという手続も行われているところである。

- 裁判員裁判においては、コロナ対策として、評議を行う部屋を広い部屋に変更して行っている。また、評議は初めて会う方と行うので、リモートでの開催は難しいと思われる。調停に関しては、その特殊性から対面で行わざるを得ないと思うが、申立てについて、もう少し簡易に手続ができれば間口が広がるのではないかとと思われる。
- 民事調停手続をもっと気軽に活用してもらおうアイデアや気付きなどはないでしょうか。
- 一級建築士などの専門的知識を有する調停委員も在籍しているという点をPRした方が良いのではないか。
- マスメディアに取り上げてもらい、調停委員の一日を紹介するなどして、広報してはどうか。
- リーフレットの文字数が多く、一般の方はまず分からないと思われる。もう少し一般市民の目線を意識して表現を変えることで分かりやすくなると思う。
- 具体的なイメージの沸くような事例を多く紹介するなどの広報をしてみたらどうか。また、簡易な手続であることも併せて周知することで、利用者の拡大に繋がるのではないか。
- 本日は、貴重なご意見をありがとうございます。本日いただいたご意見を参考に今後の調停運営等に活かしていきたいと思えます。

#### 第4 次回期日及び協議テーマについて

##### (1) 次回期日（予定）

令和3年5月25日（火）午後1時30分（→令和3年6月4日（金）午後1時30分に変更）

##### (2) 次回協議テーマ

裁判所における障害者への配慮について